

公益社団法人 日本臨床細胞学会

細胞診専門医の資格認定, 責務に関する施行細則

1. 細胞診専門医資格の認定

細胞診専門医資格認定試験に合格した者.

2. 細胞診専門医の責務

1) 本法人の会員であること.

2) 本法人及び地域連携組織が主催する学術集会・セミナー等に出席し、細胞診断学の研修を行わなければならない.

3) 積極的に細胞診業務に従事し、診断を行う義務がある。ただし、細胞診専門歯科医は口腔領域の細胞診に限る.

4) 登録関係にある無しに関わらず、細胞検査士が判定した細胞診標本の診断を行いながら指導・教育を行っている場合、細胞検査士が判定した細胞診標本に責任を持つ。責任とは、細胞診専門医が関係する細胞検査士が誤判定等を行った場合、関係する細胞検査士の細胞診断能力向上や維持に対する道義的責任である.

5) 細胞診断学を学ぶ医師及び歯科医師、細胞検査士及び臨床検査技師の教育・指導に積極的に関与する.

6) 学会が主催するセミナーや公開カンファレンスの出席を依頼された場合、出席の義務がある.

3. 施行細則の変更

本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない.

附 則

- 1.この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。